

奈良県発達障害児支援の充実を求める要望書

— 重度知的障害を伴う自閉症児への支援における「技法面の空白」を埋めるために —

提出先：奈良県福祉保険部 障害福祉課／こども家庭局／教育委員会

令和 8 年 7 月 27 日

特定非営利活動法人奈良県自閉症協会 理事長 河村舟二

1. 問題の所在

奈良県は令和 8 年度、相談員・地域支援マネージャーの配置、臨床心理士による診断前アセスメント、児童発達支援センターの機能強化、巡回支援専門員の整備、ペアレントプログラムなど、発達障害児支援の体制面において着実な取り組みを進めている（「発達障害者・児への施策等について」令和 8 年度施策一式）。

しかし、これらの施策を確認する限り、支援の「体制」（誰が・どこで・どう連携するか）は手厚く整備されている一方、重度知的障害を伴う自閉症児にとって生活を成立させるために必要な「支援の技法」——PECS（絵カード交換式コミュニケーション）、ABA（応用行動分析）、FBA（機能分析）、大田ステージ、TEACCH（構造化・視覚支援）——は、体制図・研修一覧のいずれにもほぼ登場しない。

これは体制整備の努力を否定するものではない。むしろ、これだけ体制を整えてきたからこそ、次の段階として「その体制の中で何を提供するか」という技法面の標準化に踏み出す好機にあると考える。本要望書はその具体策を提案するものである。

2. 現行施策の到達点と技法面の空白

県の施策は、①相談支援体制の充実（地域支援マネージャー配置、Q-SACCS による地域評価）、②早期に適切な支援につなげる仕組み（臨床心理士派遣によるアセスメント）、③地域でチームとして支援する体制（児童発達支援センター機能強化、巡回支援専門員整備）を柱としている。また奈良県障害者総合支援センターのこども地域支援事業では、作業療法士（OT）等が年間 305 件（令和 7 年度実績）の施設訪問を行うなど、実働の支援基盤もすでに存在する。

一方、これらの事業の研修テーマ（「子どもの行動理解と支援」「感覚統合の視点から」等）を見る限り、具体的な支援技法として PECS・ABA・FBA・大田ステージ・TEACCH が標準カリキュラムとして明記されている箇所は見当たらない。言語をもたない重度自閉症児にとって、行動理解の先にある「介入方法」が個々の専門職の裁量に委ねられている状態である。

なお、県資料の参考スライド（「全国的に広がる作業療法士の介入」）には、応用行動分析や構造化（TEACCH）が支援モデルの一つとして紹介されており、作業療法士協会との連携を通じてこうした技

法へのニーズの高まりが県内でも認識されていることがうかがえる。つまり本要望は、県にとって未知の技法の導入を求めるものではなく、県が既に認識している方向性を、個々の専門職の裁量にとどめず、児童発達支援センター等における標準的な支援メニューとして明文化・制度化することを求めるものである。

3. 支援の空白が放置された場合に生じうる懸念

① 強度行動障害の予防機会の逸失

国（こども家庭庁）の報告書は、幼児期からの個々の特性に応じた適切な関わりが将来の強度行動障害の予防につながると明記している。ABA や構造化を体系的な支援メニューとして提供できる体制がなければ、この予防機会を十分に活かせない可能性がある。

② 家族の疲弊・孤立

言語をもたない子どもに PECS 等のコミュニケーション手段が届かない場合、本人の要求が伝わらず、行動上の課題が増え、結果として家族の負担が増す懸念がある。これは県が掲げる「家族支援の強化」の趣旨とも関わる論点である。

③ 保育・学校現場の負担

構造化支援が標準化されていない場合、パニックや行動上の課題への対応が現場の経験則に依存しやすく、保育士・教員の負担が増す懸念がある。

④ 学齢期への継続性の断絶

こども地域支援事業やアセスメントは乳幼児期～就学前を中心に手厚いが、就学後、放課後等デイサービスや特別支援学校において、乳幼児期に有効だった技法（PECS・視覚支援等）が引き継がれる仕組みは、県資料からは確認できない。生活基盤となる技法が就学を境に途切れることは、それまでの支援の効果を損なうおそれがある。

4. 県に対して求める事項

要望 1：PECS の県内標準化

- ・児童発達支援センターに PECS モデル事業所を指定する
- ・こども地域支援事業の研修会講師派遣事業・専門コース別研修のテーマに PECS を組み込む
- ・市町村巡回支援専門員の活動計画に PECS 導入支援の視点を追加する
- ・放課後等デイサービス職員及び特別支援教育コーディネーターにも PECS 研修の対象を広げ、就学前後で途切れない支援とする

要望 2：ABA（応用行動分析）・FBA（機能分析）の体系的導入

- ・公認心理師・作業療法士向けの既存研修（基礎研修会・応用研修会等）に ABA・FBA を正式カリキュラムとして組み込む
- ・児童発達支援センター等機能強化事業の対象業務に ABA に基づく行動支援の技術指導を追加する
- ・問題行動の機能分析（FBA）を、巡回支援専門員による市町村支援メニューに位置づける

要望 3：大田ステージ・TEACCH による構造化支援の標準化

- ・保育園・学校への視覚支援導入を、児童発達支援センター等機能強化事業の支援メニューとして明記する
- ・県資料が既に言及する構造化（TEACCH）の考え方を、参考事例の紹介にとどめず、標準的な支援技法として研修・巡回支援に位置づける
- ・家庭向けの視覚支援導入を、ペアレントプログラムの一メニューとして併設する

要望 4：学齢期への接続の制度化

- ・放課後等デイサービス・特別支援学校との間で、乳幼児期に実施した技法（PECS・構造化等）を引き継ぐための情報共有様式を整備する
- ・特別支援教育コーディネーターとこども地域支援事業 OT・臨床心理士との連携窓口を明確化する

※ 以上はいずれも、新規の予算事業の創設を必須とするものではなく、既存の「こども地域支援事業」「児童発達支援センター等機能強化事業」「巡回支援専門員整備事業」「専門コース別研修」の対象・カリキュラムに、具体的な技法を明記することで実現可能な範囲を中心に構成している。

5. 県の現行施策との整合性

県の資料には、「強度行動障害の予防」「行動上の課題を誘発させない支援」「家族支援の強化」「地域でチームとして支援する体制の整備」という目的が繰り返し明記されている。PECS・ABA・構造化はいずれも、これらの目的を実現するための具体的な手段であり、目的と手段の間にある空白を埋めるものである。

したがって本要望は、現行施策を否定するものではなく、県がすでに整備してきた相談・アセスメント・連携の体制の上に、支援の中身を実装するための補強と位置づけられる。

6. 結論

奈良県の発達障害児支援は、体制整備の面では着実に前進している。しかし、その体制の中で重度知的障害を伴う自閉症児に何を提供するかという技法面は、現状では専門職個々の裁量に委ねられており、標準化された支援メニューとして確立されていない。

PECS・ABA・構造化の標準化は、新しい理念の導入ではなく、県がすでに認識している方向性を、既存の事業の中で実装する現実的な一歩である。県が「こどもまんなか」を掲げるのであれば、最も支援を

必要とする重度自閉症児にこの技法面の空白を埋めることが、次の重要な課題になると考える。

本要望について、ご検討いただけますと幸いです。